

2024年5月15日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号: 8316)

株主提案に対する当社取締役会の意見について

当社は、2024年6月27日開催予定の第22期定時株主総会の目的事項に関し、株主提案権を行使する旨の書面を受領しておりますが、本日開催の当社取締役会において、当該提案に反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本日、SMBCグループの新たな気候変動対策について公表しております。詳細は「気候変動に対する取組の強化について」をご参照ください。

記

1. 提案株主

株主3名による共同提案。

※提案株主の一部は個人株主であるため、提案株主の名称・氏名の開示は控えさせていただきます。

2. 株主提案の内容

別紙をご参照ください。

3. 株主提案に対する当社取締役会の意見及びその理由

(1) 株主提案の「議案1 定款の一部変更の件（気候変動関連の事業リスク及び事業機会の効果的な管理のための取締役のコンピテンシー）」について

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

当社をはじめとするSMBCグループは、気候変動対応を重要な経営課題の一つと位置付けており、現行の定款のもと、気候変動を含む多様なリスク及び機会を踏まえた経営の基本方針を決定し、真摯に取り組んでおります。

SMBC グループでは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に策定した「SMFG コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、取締役候補者の選定基準及び手続を定め、これを開示しております。

また、気候変動を含む多様なリスク及び機会を踏まえた経営の基本方針を決定し、執行役及び取締役の職務の執行を監督できるよう、取締役に期待する知見・経験について指名委員会で審議のうえ、スキル・マトリックスを策定しております。現在のスキル・マトリックスは、サステナビリティに関する知見・経験も含んでおり、当該分野に関する知見・経験の発揮が期待できる取締役を選任しているほか、取締役を対象としたサステナビリティに関する勉強会の継続的な開催等を通じて、取締役会全体の知識及び能力の向上にも努めております。

更に、当社では、取締役会の内部委員会としてサステナビリティ委員会を設置しており、社外取締役である委員長のもと、取締役ではない有識者も委員に迎え、気候変動対応をはじめとしたサステナビリティ推進施策の進捗に関する事項、サステナビリティを取り巻く国内外の情勢に関する事項及びその他のサステナビリティに関する重要な事項等について審議し、取締役会に報告及び助言を行っております。また、サステナビリティ委員会の委員につきましては、サステナビリティの分野に関する経験の内容を開示しております。

加えて、当社取締役会は、気候変動対応をはじめとするサステナビリティ推進の取組みに対する監督の状況を含む取締役会全体の実効性について、毎年、分析・評価を行い、手法及び結果を開示しております。

日本の会社法において、定款は、株主総会の決議によって事業目的や機関設計等の会社の基本的な枠組みを定めるものです。また、当社は指名委員会等設置会社であり、経営の基本方針の決定権限は当社取締役会に、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容の決定権限は当社指名委員会に、それぞれ専属しています。本株主提案は、「気候変動関連の事業リスク及び事業機会の管理」を経営戦略に組み込むことを求め、それを確実にするための取締役の指名及び取締役会の実効性評価に関する方針及び手続の策定及び開示を求めています。当社取締役会は、刻々と変化する情勢のなかで、その時々のリスク及び機会を機動的に見極め、経営の基本方針を決定しておりますが、その決定にあたり考慮すべき事項は、気候変動に関する事項のみならず、多岐にわたるため、すべてをあらかじめ定款に規定することは困難であるほか、そもそも、そうした事項は、会社の基本的な枠組みを定める定款に規定すべき事項ではありません。従って、特定のリスク及び機会のみを経営の基

本方針に盛り込むことを担保するための措置を定款に規定することは、会社法の定める指名委員会等設置会社の基本構造に照らしても、適切ではありません。また、取締役の選任は、指名委員会が取締役会全体として保有すべき専門性や多様性等を考慮のうえ候補者を決定し、賛否の意思決定に必要な情報をご提供したうえで、当該情報に基づき株主の皆さんにご判断いただくものです。本株主提案が求める対応は、取締役候補者の選定に関する指名委員会の権限を制限するものであり、ひいては株主の皆さんの権利を制約することにつながるおそれがあります。

以上の理由から、本定款変更議案に反対いたします。

(2) 株主提案の「議案2 定款の一部変更の件（顧客の気候変動移行計画に関する評価）」について

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

当社をはじめとするSMBCグループは、気候変動対応を重要な経営課題の一つと位置付け、現行の定款のもと、本株主提案が求める内容（顧客の気候変動移行計画に関する評価）をはじめ、気候変動に関する取組みの強化や開示の高度化に従前より真摯に取り組んでおります。また、提案株主をはじめとする環境NGOや機関投資家等と、気候変動対応について開かれた対話を継続的に行っております。

電力・石油ガスセクターについては、SMBCグループがトランジションファイナンス（※1）を実行するうえでの判断方法の詳細を記した「Transition Finance Playbook」において、お客様の移行計画の適格性を判定する枠組みを整備しており、1.5°C目標（※2）と整合するお客様の脱炭素化に向けた取組みを積極的に支援しております。

また、現時点では必ずしもすべてのお客さまの移行計画が1.5°C目標に整合していない状況を踏まえ、SMBCグループ全体のリスク管理に関する枠組みに沿った対応も実施しております。具体的には、脱炭素化を目指すお客様との対話の促進や、投融資ポートフォリオ全体の温室効果ガス排出量のコントロール等を実施し、1.5°C目標に沿うよう、SMBCグループの気候関連リスクに適切に対処しています。

移行リスク（※3）が高いとされる電力・エネルギーセクターに関して、2023年にはお客さまごとの移行戦略（※4）を確認する枠組みを試行的に導入及び開示し、パリ協定と整合的な目標設定の有無や目標達成に向けた取組状況等に基づき、お客さまの移行リスクへの対応状況を確認いたしました。2024年4月には、新たな評価の枠組みとして、環境・社会に関するお客さまの実態把握や移行計画に対する評価、人権デューデリジェンスを統合した「環境社会審査」を導入し、お客さまの移行計画評価も踏まえたリスク評価を実施する体制を整備しています。今後は、「環境社会審査」の結果も踏まえ、移行計画に関するお客さまとの開かれた対話に注力しつつ、一定期間の対話を経ても移行に向けた具体的な方向性を確認できない場合は、既存の信用リスク等の審査と合わせて、取引継続の是非を慎重に検討いたします。

当社は、上記のお客さまの移行計画の適格性判定及び気候変動に係るリスク管理に関する施策を、SMBCグループの移行計画に織り込んだうえで、取締役会のコミットメントのもと適時に進捗を公表しており、本株主提案が求める内容について適切に対応しております。

日本の会社法において、定款は、株主総会の決議によって事業目的や機関設計等の会社の基本的な枠組みを定めるものです。他方で、会社法が業務執行上の決定については取締役会やその委任を受けた業務執行者に委ねることとし、臨機に迅速で専門的な経営判断が行えるように配慮していることを勘案すると、個別具体的な業務執行に関する事項を定款に規定することは適切ではありません。本株主提案は、お客さまの移行計画を評価し、1.5°C目標に不整合な場合の対応措置を定め、かつこれに関する情報開示をするという、まさに個別具体的な業務執行に関する事項を定款に規定することを求めています。当社は、刻々と変化する情勢を踏まえ、お客さまの移行計画の評価方法を含むリスク管理手法や、新規資金提供の判断基準を機動的に見直していくとともに、適時にその取組みの開示を行ってまいりますが、定款はその変更に株主総会における特別決議を必要とするものであることから、仮に本議案が可決された場合、その後にサステナビリティに関するルールや枠組みの変更、戦争・大規模災害等の社会情勢の大きな変動があつたときにも、定款が変更されるまでは規定の効力が残り、当社の機動的な対応をかえって難しくしてしまうおそれがあり、ひいては当社の企業価値を損なうおそれがあります。

以上の理由から、本定款変更議案に反対いたします。

- (※1) 脱炭素社会の実現に向けた長期的な戦略に則り、温室効果ガス排出量を削減するための取組みを行う企業に対し、その取組みを支援することを目的としたファイナンス手法。SMBC グループでは「顧客が自社の事業や運営をパリ協定の目標に沿った道筋に合わせることを支援するために提供される金融サービス」と定義。
- (※2) パリ協定で示された、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保ち、1.5°C に抑える努力目標。
- (※3) 低炭素経済に移行する取組みから生じるリスクをいい、政策、法律、技術、市場及びレビューに関するリスク等が含まれる。
- (※4) 温室効果ガス排出量の削減を含む、低炭素経済に向けた移行のための企業の目標や活動等を示した全体的な戦略。

4. 参考事項

SMBC グループにおける「ネットゼロの実現に向けた取組み」は次のとおりです。

		中期経営計画期間								
		2021	2022	2023	2024	New	2025	2030	2040	2050
Scope1,2 (SMBCグループにおける温室効果ガス排出量)	2030年までのネットゼロをコミット	SMBC本店ビル	自社保有物件	再生可能エネルギーに切替え データセンター		中期目標達成 2021年度比40%減	ネットゼロ			
Scope3 (投融資ポートフォリオにおける温室効果ガス排出量)	2050年までの中期目標設定 ネットゼロをコミット	電力・石炭 ・石油ガス	鉄鋼・自動車	中期目標設定 不動産		中期目標達成 電力・石炭・石油ガス・鉄鋼・自動車・不動産		ネットゼロ		
石炭	石炭火力発電 向け貸出金	フェースアウト 戦略策定		セクター・ 事業方針 厳格化		プロジェクト ファイナンス 2020年度比50%減	プロジェクトファイナンス 及び設備に紐付く コーポレートファイナンス 残高ゼロ			
	一般炭採掘 セクター向け 貸出金	フェースアウト 戦略策定		セクター・ 事業方針 厳格化		OECD諸国 残高ゼロ	非OECD諸国 残高ゼロ			
サステナブル ファイナンス						取組額 累積目標 50兆円				
トランジション ファイナンス			Transition Finance Playbook 電力・エネルギー	Transition Finance Playbook 鉄鋼・自動車						
移行計画確認	ESG リスクマリーテール	個社別 移行戦略確認 フレームワーク 試行	環境社会 審査導入							

以上

(別紙)

株主提案の内容

(提案株主から提出された提案書の内容を、原文のまま記載しております。)

議案1 定款の一部変更の件（気候変動関連の事業リスク及び事業機会の効果的な管理のための取締役のコンピテンシー）

提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第5章 取締役及び取締役会

第 条 取締役の指名（気候変動関連の事業リスク及び事業機会の効果的な管理のための取締役のコンピテンシー）

当会社は、当会社の長期的成功を促進するため、気候変動に伴う事業リスク及び事業機会を踏まえ、取締役会全体の知識、経験及び能力の適切なバランス及び多様性に留意しつつ、気候変動関連の事業リスク及び事業機会の管理が当会社の中核的な経営戦略に確実に組み込まれるよう、取締役の指名及び取締役会の実効性評価に関する方針及び手続を策定し、開示する。

提案理由

本提案は、当社の取締役会が気候関連の事業リスク及び機会の適切な監督能力を備えているかにつき、株主が評価する上で必要な情報開示を求めるものである。

当社は化石燃料等の炭素集約型セクターに大きく関与し、気候関連の重大な財務リスクに晒されているが、取締役会が当該リスク低減の責務を果たし得るか、現状株主は評価することができない。気候関連の事業リスク及び機会を適切に管理するため、取締役会には、気候科学、低炭素化、公共政策等に関する専門性が必要となる。

本提案は、日本のコーポレートガバナンス・コード及び投資家団体（TPI等）や国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）等を通じて投資家が求める情報開示に合致する。

本提案の可決により、投資家は自己の投下資本の安全性を理解するための重要な情報を知ることができ、また、当社は脱炭素経済への移行に伴う事業リスク及び機会を適切に管理し、企業価値を維持することが可能となる。

議案2 定款の一部変更の件（顧客の気候変動移行計画に関する評価）

提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第 章 気候変動関連リスク管理

第 条 移行計画（顧客の気候変動移行計画に関する評価）

当会社の気候変動への公約及び気候変動リスク管理戦略を踏まえ、当会社は以下の情報開示を行う。

- 1 化石燃料セクターにおける顧客の気候変動移行計画とパリ協定 1.5°C 目標との整合性について、当会社がどのように評価を行うか。
- 2 当該セクター顧客がパリ協定に沿った信頼性のある移行計画を作成しなかった場合の対応措置（新規資金提供の制限を含む）。

提案理由

本提案は、当社が顧客の脱炭素移行を支援することにより、当社が気候関連リスクを適切に管理していることを株主が判断する上で必要な情報開示を求めるものである。

当社は2050年ネットゼロ及び「 1.5°C 目標の実現を目指していく」ことを公約し、気候変動リスクを「トップリスク」とし、また電力、石油・ガスセクターの顧客の「パリ協定と整合的な目標設定の有無」や「目標達成に向けた取組状況等」を含む移行戦略につき確認を行うとしている。

一方、当社は、パリ協定 1.5°C 目標と整合する信頼性ある移行計画を有していない化石燃料セクターの顧客に対し多額の資金支援を継続している。

本提案が求める開示は、当社が表明しているリスク管理措置を適切に実施し、2050年までのポートフォリオ排出量実質ゼロ公約と整合させるために不可欠である。

これら開示は投資家（TPI等）の期待に合致し、当社の長期的な企業価値の維持向上に資するものである。